

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年12月15日
【四半期会計期間】	第129期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社中央倉庫
【英訳名】	Chuo Warehouse Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 湯浅 康平
【本店の所在の場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐藤 廣次
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐藤 廣次
【縦覧に供する場所】	株式会社中央倉庫大阪支店 (大阪府茨木市沢良宜西2丁目15番6号) 株式会社中央倉庫東京支店 (東京都江東区枝川3丁目1番11号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年11月14日に提出いたしました第129期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）の四半期報告書の記載事項に一部追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

－（記載なし）

（訂正後）

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 貯蔵品（梱包資材）については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しております。 これによる損益への影響はありません。</p>